

令和8年4月1日 施行 現在施行

昭和二十四年法律第二百六十七号

漁業法

第三節 漁業権

第一款 漁業の免許(第六二条—第七十三条)

(免許をすべき者の決定)

第七十三条 都道府県知事は、**第六十四条第六項**の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、**第七十一条第一項各号**のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。

2 前項の場合において、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、**次の各号**に掲げる場合に依り、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。

一 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権（以下この号において「満了漁業権」という。）とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者

二 **前号**に掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者